

地域住民のみなさま へ

沖縄県八重山土木事務所長 安里 嗣也

土砂災害警戒区域等の指定に係る住民説明会の開催について(案内)

拝啓、時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、このたび沖縄県八重山土木事務所では、与那国町（字与那国）において、土砂災害防止法に基づく基礎調査（地形調査等）を行い、土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）及び土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）を指定することになりました。

つきましては、下記のとおり住民説明会を開催しますのでご案内いたします。

土砂災害警戒区域等の指定は、土砂災害のおそれのある区域をお知らせするもので、沖縄県及び市町村で何か対策工事を実施するものではありません。ご理解のほど宜しくお願いいたします。

記

1. 説明会日時及び会場

日時：令和5年3月7日（火）19時開始 ※1時間程度を想定
会場：与那国町活性化施設（嶋仲自治公民館）

2. 説明内容

- （1）土砂災害防止法の概要
- （2）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域について
- （3）区域指定箇所について



3. 区域指定箇所

- （1）急傾斜地の崩壊

字与那国【箇所名：与那国（1）、（2）】

※1：詳細な箇所を確認される場合は、沖縄県八重山土木事務所ホームページの「お知らせ」より、「土砂災害防止法に基づく基礎調査結果」 > 「与那国町」 > 「基礎調査結果」からご覧下さい。

※2：区域指定後は、警戒避難体制の整備（イエローゾーン指定）、特定開発行為に対する許可制（レッドゾーン指定）、建築物の構造規制（レッドゾーン指定）等のソフト対策を行います。

4. 留意事項

- （1）本説明会では、新型コロナウイルス等感染拡大防止対策のため、マスクの着用、アルコールによる手指消毒、参加者名簿（氏名、連絡先等）の記入のご協力をお願いいたします。
- （2）新型コロナウイルス等の感染拡大状況によっては、開催を延期する場合がございます。
- （3）開催延期の際は、沖縄県八重山土木事務所ホームページ等でお知らせいたします。

5. 沖縄県八重山土木事務所ホームページ(お知らせ、区域指定箇所の確認等)

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/doboku-yaeyama/index.html>

(右のQRコードからもアクセス可能です。)

(閲覧等には別途通信料がかかります。通信料は利用者の負担となります。)



QRコード

6. 問い合わせ先

沖縄県 八重山土木事務所 河川都市港湾班 照屋 TEL：0980-82-3262